

毒物劇物製造業・輸入業に係る手数料の改定について

令和2年4月1日から、次のとおり毒物劇物製造業・輸入業に関する手数料が改定になります。

○ 原体の製造業・輸入業の登録申請手数料が変わります。

- ・厚生労働大臣から県知事に登録権限が移譲されます。
- ・改定後の手数料は、現行の知事権限である製剤(原体の小分けを含む。)の製造業・輸入業の登録等の申請手数料と同額になります。

【現行】

	大臣権限 (原体)		知事権限 (製剤等)
	国手数料	県手数料	県手数料
登録申請	14,100円	20,700円	27,200円
登録更新申請	10,000円	6,800円	10,200円
登録変更申請	8,800円	3,200円	5,200円

【令和2年4月1日以降の申請】

	知事権限 (原体・製剤等)
	県手数料
登録申請	27,200円
登録更新申請	10,200円
登録変更申請	5,200円



○ 新たに製造業・輸入業の登録票書換え交付申請及び再交付申請手数料を設定します。

- ・現行では、原体の製造業・輸入業で国が設定していないため、知事権限である製剤(原体の小分けを含む。)の製造業・輸入業も手数料を設定していません。しかし、同じ知事権限の毒物劇物販売業では、登録票の書換え交付申請及び再交付申請手数料を設定しているため、今般の権限移譲を機に、製造業・輸入業にも手数料を設定します。手数料額は、毒物劇物販売業と同額です。

【現行】

	大臣権限 (原体)	知事権限 (製剤等)
書換え交付申請	不要	不要
再交付申請	不要	不要

【令和2年4月1日以降の申請】

	知事権限 (原体・製剤等)
	県手数料
書換え交付申請	2,400円
再交付申請	4,000円

